

走りやすくにぎわう高松中央通りを目指す委員会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、走りやすくにぎわう高松中央通りを目指す委員会（以下「委員会」という）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、高松市の中心に位置する中央通りおよび水城通り（国道30号）の役割やあり方について、道路空間の利用環境、周辺地域の社会・歴史や変遷、瀬戸の都としてのこれからの活性化の方向等を踏まえて検討する。これにより、中央通り及び水城通りの道路空間としての価値を高め、高松中心市街地のにぎわいの創出に寄与することを目的とする。

（委員）

第3条 委員会の委員は、別紙1のとおりとする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、事務局の推薦及び委員の確認より定める。
- 3 委員長は、委員会の議長となり、議事の進行にあたる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員のうちから委員長が指名する者がその職務を代理する。

（ワーキンググループ）

第5条 委員会にワーキンググループ（以下「ワーキング」という）を置く。

- 2 ワーキング委員は別紙2のとおりとする。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所道路調査課が行う。

（委員等以外の者の出席）

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員等以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（議事の公開）

第8条 会議は、原則として公開とし、議事要旨は、会議後速やかにホームページで公開する。ただし、特段の理由があるときは、会議を非公開とすることができる。

走りやすくにぎわう高松中央通りを目指す委員会

所 属 ・ 役 職	氏 名
香川大学経済学部 准教授	西成 典久
香川大学工学部 准教授	紀伊 雅敦
香川高等専門学校建設環境工学科 准教授	宮崎 耕輔
高松商工会議所 副会頭	中 博史
四国ツーリズム創造機構 事業推進本部長	真鍋 省二
高松中央商店街振興組合連合会 理事長	古川 康造
株式会社 瀬戸内人 代表取締役	小西 智都子
国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所 事務所長	宮本 馨

※敬称略

走りやすくにぎわう高松中央通りを目指す委員会WG

所 属 ・ 役 職	氏 名
高松兵庫町商店街振興組合 代表理事	長谷 秀勇
(一社) 香川県バス協会乗合委員会 委員長	野口 和之
四国バス協会 高速バス委員長	白川 統人
高松タクシー協会 会長	芦田 克也
香川県警察本部交通部交通規制課長	橋本 敏弘
香川県高松北警察署交通官	川中 茂裕
香川県土木部都市計画課長	渡田 修司
香川県土木部道路課長	川本 浩之
高松市市民政策局コンパクト・エコシティー推進部交通政策課長	板東 和彦
高松市都市整備局次長兼都市計画課長事務取扱	中川 聡
高松市都市整備局次長兼道路管理課長・道路整備課長事務取扱	高嶋 茂樹
高松市創造都市推進局文化・観光・スポーツ部長兼観光交流課長事務取扱	長井 一喜
国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所 事務所長	宮本 馨

※敬称略